平成２７年（フ）第１２０１号
福岡市南区曰佐３丁目35番７―202号
債務者　橋本　充子
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２１２号
福岡県春日市春日６丁目33番地　ファミール春日305号
債務者　内村　　誠
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２１３号
福岡県春日市春日６丁目33番地　ファミール春日305号
債務者　内村　沙織
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２１７号
福岡市南区野間３丁目13番６―205号
債務者　木村　博之
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２２３号
福岡市博多区吉塚８丁目２番５―304号、前住所福岡市博多区竹下１丁目１番18号
債務者　久保　　香
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２２５号
福岡県糟屋郡粕屋町大字江辻1007番地　ミモザハウスⅠ　201号
債務者　坂本　麻衣
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２４５号
福岡市東区香椎駅東４丁目26番18号
債務者　白石　和彦
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２５２号
福岡県糟屋郡志免町田富４丁目１番４号　グリーンハイツ田富10号
債務者　吉塚　ゆみ
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２５３号
福岡市東区箱崎４丁目33番19―206号
債務者　川口　雄治
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２５８号
福岡市東区城浜団地63番102号
債務者　村端　忠一
1　決定年月日時　平成27年９月15日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２６３号
福岡市博多区美野島２丁目８番17号
債務者　前原　　浩
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２９０号
福岡市東区筥松４丁目19番８号
債務者　高倉　祐太
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３４６２号
大阪府豊中市西緑丘３丁目11番５―108号
債務者　大矢知良美
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５８３号
大阪市福島区鷺洲５丁目７番18号サンクタム福島301号、前住所兵庫県宝塚市中野町６番６号南宝塚ビューハイツ306号
債務者　福田　晃子
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７１０号
大阪府豊中市庄内西町１丁目４番３号
債務者　山本　恭一
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７１５号
大阪府豊中市小曽根１丁目４番１―202号
債務者　川﨑　裕子
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７４６号
大阪府箕面市稲６丁目８番１―204号
債務者　下西　　恵
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部